

選考基準

選考委員が応募者の申込書類について審査し、八街市障害者施策推進協議会に適合する意見を持つ者の中から、下表の評価項目に従い5段階で採点し、決定するものとする。
(※1, 2)

評価項目		点数
○申込書		
1 応募理由	意欲がくみ取れるか	5 4 3 2 1
2 市民活動、障がい福祉に関する活動の経歴	市民活動、障がい福祉に関する活動を行ってきた実績があるか	5 4 3 2 1
作文（レポート）		
1 現状・課題の把握	本市の現状を把握し、問題意識を持っているか	5 4 3 2 1
2 理解力	障がい福祉を理解しているか	5 4 3 2 1
3 提案力	建設的な意見であり、その根拠が示されているか	5 4 3 2 1
4 目標	目標が明確であり、内容が具体的か	5 4 3 2 1
合計点		／30点
(配点基準)		
5点 非常に優れている 4点 優れている 3点 普通 2点 やや劣る 1点 劣る		

※1 選考委員会の各委員の採点結果（合計点）の平均点が18点未満の者は、応募人数が募集人数を下回る場合であっても不採用とします。

※2 採点のみで決定できない場合（同一の点数の者が募集人数を超える場合等）は、男女比率、居住地域、年齢などを踏まえ、委員構成の均衡に配慮し決定するものとしてします。